

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です

岡山武保健所(健康福祉センター)

☎0475(54)0611

千葉原動物愛護センター

☎0476(93)5711

飼い主のみなさんは、動物による事故や迷惑を防止するため、次の点に注意し、適切な管理やしつけを行います。また、動物は責任をもって最期まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探す、または最寄りの保健所・動物愛護センターへ相談しましょう。

人が犬にかまれる事故が、令和5年度は県内で223件発生

- ・犬の放し飼いは禁止です。散歩は短い引き綱で行いましょう
 - ・犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律で定められている飼い主の義務です
 - ・猫は屋内で飼いましょう
 - ・サル、ヘビなどの危険な動物(特定動物)を飼う場合は、保健所の許可が必要です
- ◎千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会

等に講師を派遣して、動物愛護、犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方および動物由来感染症等に関する講演を行っています。

◎動物を飼う前に考えてほしいこと、動物と暮らすときに気をつけてほしいことなどについての動画が確認できます。



↑動画はこちら



土地改良施設(水路)の維持管理にご協力ください

圃産業課農地整備班

☎(84)1215

水路は、農業用水を田畑へ導くためだけでなく、地域住民の生活排水を河川へ放流するための重要な施設です。

現状、草刈りや土の撤去などの日常的な維持管理は、地域のみなさん
にお願ひしています。

今後も、土地改良施設の維持管理について、地域のみなさんのご協力をお願いします。

農地の賃貸借方法が変わります

圃産業課農地整備班

☎(84)1215

農業委員会

☎(84)1242

圃(公社)千葉県園芸協会農地部

☎043(223)3011

令和7年4月以降、原則として農地の賃貸借契約は、農地中間管理機構(以下、機構という。)を経由した契約方法に変更されます。

農地の賃貸借の新規契約や更新を検討中の方は、産業課農地整備班へご相談ください。機構と協力して農地の貸借手続きを行います。

なお、従来の基盤強化法を用いた賃貸借契約は、令和7年1月中旬まで申請を受け付けていますので、併せて産業課農地整備班へご相談ください。

また、従来の農地法第三条による農地の賃貸借は、引き続き農業委員会で申請を受け付けます。

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定され

ています。
お気軽にお問い合わせください。



農業振興地域整備計画の変更(農振除外)に関するお知らせ

圃産業課農地整備班

☎(84)1215

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の農地を、農用地以外の用途にする場合には、転用手続きの前に農用地区域から除外する手続きが必要です。

町では、農用地区域内農地の除外申請を次のとおり受け付けます。

また、除外するには、いくつかの条件をすべて満たす必要がありますので、具体的な事業計画がある方は、事前に産業課農地整備班までご相談ください。

受付期間 12月2日(月)～16日(月)
(土・日曜日を除く)